

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

2025（令和7）年1月17日

証拠説明書 (3)

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野幹男

男

同

北村

栄

ほか

号証	標目		作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲4	財政運営 と構造改 革に関する基本方 針2002（平成 14年6 月25日 閣議決定 （抄）	写	平成14年	人事院	2002年の閣議決定 で、公務員の総人件費の 抑制を目的とすること が示され、その手段とし て、地域毎の公務員給与 と民間給与の関係を比 較することが挙げられ たことなど。	
甲5	2003 年人事院 勧告中の 給与勧告 について の説明	写	平成15年 8月8日	人事院	2003年の人事院勧告 では ①地域における公務員 給与が民間に比べて高 いことの是正を目的と すること ②その見直しは、地域関	

					連手当など地域別給与配分だけでなく、給与制度全般として整合性の取れた形で見直しをすすめていく必要があること、が挙げられたことなど。	
甲6	2004年人事院勧告中の職員の給与に関する勧告	写	平成16年8月6日	人事院	2004年の人事院勧告では公務員給与水準に民間賃金を反映する目的実現のための給与構造の基本的見直しの具体的制度として、俸給水準を引き下げるとともに、民間賃金の高い地域に地域手当を支給する方法と、地域における民間賃金を反映するよう、地域別のライパイレース方式を基礎とした、地域別俸給表を作成する方法の二案が示され、継続して検討することが明らかにされたことなど。	
甲7	2005年人事院勧告中の職員の給与に関する報告	写	平成17年8月15日	人事院	俸給水準の引き下げをするとともに、民間賃金の高い地域に地域手当を支給することとしたことなど。	
甲8	2005年給与勧	写	平成17年8月	人事院	俸給水準を一律に下げたうえ地域手当によって地	

	告の仕組みと勧告のポイント				域によって俸給を上げるために地域手当が導入されたこと、地域手当が報酬に含まれること。	
甲9	賃金指数の算出方法	写	平成17年	人事院	地域別賃金指数の算出が厚労省の賃金構造基本統計調査をもとに、人事院が人口5万人以上の市について地域別賃金指数を算出していること、物価指数は要素となっていないこと。	

以上